

フアックス送信状

送信枚数 枚 (本状を含みます)

2018年8月10日 (金)

各位

日本共産党

国会議員団中国ブロッック事務所

所長・武田英夫

〒703-8288 岡山市中区赤坂本町1-31

TEL (086) 273-7747

FAX (086) 272-7108

「被災者支援お役立ち情報」として以下のものを送ります。

☆仁比議員 災害特質問で前進させた課題
(仁比聡平国会報告 8月号の裏面)

☆廃棄物・瓦礫・土砂の公費撤去について
・国が8月2日に発表した文書「平成30年7月豪雨 生活・
生業再建支援パッケージ」より
・広島市の一体的対応についての整理
・三原市の一体的対応についての整理

☆中小企業・小規模事業所へのグループ補助などについての
広島県と岡山県の考え方 (メモ)
・中小企業庁の案内文書
・広島県・岡山県の担当部局と民商・県議団との意見交換の
メモより

以上

日本共産党の仁比聡平議員が西日本を中心とする豪雨災害の被災地で調査を踏まえ、2日の参院災害対策特別委員会で提起した具体的要望事項と政府答弁（要旨）は次の通りです。

豪雨災害 仁比議員の質問と政府答弁

■壊れた建物や敷地内の土砂は自力、人力では到底撤去不可能。「民地内は自己責任」ではなく、市町村の現場の裁量で全額公費で必要な重機を入れ、「面」で速やかに撤去できるようにすべきだ。

→二次災害の懸念があり、公益上支障となる場合は、自治体が民有地内の土砂を直接撤去可能だ。環境省の災害等廃棄物処理事業と国土交通省の堆積土砂排除事業、公共施設の災害復旧事業は契約事業者を分けず一体で土砂等を撤去し、事後的に費用を各事業で案分できる（秋元司国土交通副大臣）

■被災者の負担はないか。行政の手当が間に合わず、民間業者に依頼した撤去費用の事後精算もできるか。

→環境省の災害等廃棄物処理事業費補助金による自治体のがれき撤去経費の被災者負担は必要ない。所有者が撤去した場合も、市町村の事業として整理すれば補助対象となり、事後償還も可能（渡嘉敷なおみ環境副大臣）

■空き家のがれき、屋内の床下を埋めた土砂の撤去にも使えるか。

→被災市町村が生活環境保全上実施した場合補助対象だ（和田篤也環境省政策立案総括審議員）

■全半壊、床上床下などを問わず、災害救助法の未適用地域でも活用できるか。

→住家の被害状況や災害救助法の適用のいかんにかかわらず補助対象だ（同）

■環境省の事務連絡（7月20日付）には「全壊家屋」の公費解体が明記されているが、悪臭がひどく、やむをえず解体する半壊住宅も公費解体の対象に。

→今回は土砂の被害が多く、震災とは異なるので、現場の状況を確認し、迅速な処理に向けて検討する（渡嘉敷環境副大臣）

■長期避難が懸念され、コミュニティ

ナーのあり方や被災者のニーズ、地域の気候や高齢化の実情に合わせ、断熱やバリアフリー、台所のつり戸棚の工夫など自由度の高い木造仮設住宅の積極活用を。

→木造やプレハブなどの選定は自治体が判断する。被災者や地域の状況を踏まえ、一刻も早く提供できるように適切に助言する（小此木八郎防災担当相）

■万が一の災害で速やかに木造仮設住宅を建設できるよう、平時から全都道府県で協定や準備を整えるよう支援を。

→木造建築事業者団体等と都道府県との災害協定締結が進むよう助言していく（小此木担当相）

■持ち家に直接の被害はないが、団地全体が土砂災害に襲われ、裏山から土石流が迫り、生活道路も埋まり、長期に自宅で生活できない被災者にも罹災（りさい）証明を交付し、仮設入居の支援を。

→二次災害で住宅が被害を受ける恐れや、ライフライン途絶、地すべりなどで避難指示を受けている場合など、長期に自宅に住めない被災者も仮設住宅に入居可能だ（海堀安喜内閣府防災政策総括官）

■商工業者への直接支援で、東日本大震災や熊本地震で活用されたグループ補助金の適用、持続化補助金の増額の速やかな実現を。

→グループ補助金による設備復旧支援や持続化補助金による小規模事業者の販路開拓支援への要望も踏まえ、速やかに必要な支援措置を実現できるように取り組む（平木大作経済産業政務官）

■農地復旧の道筋を示さなければ、営農再開の意欲が折れてしまう。農機具被害だけで1千万円超の生産者に何人も会った。経営体育成支援事業の支援対象や補助率を速やかに具体化すべきだ。

→自治体と連携し、被害状況に応じた早急に検討していく（谷台正明農林水産副大臣）

参院特委

平成 30 年 7 月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ

平成 30 年 8 月 2 日

平成 30 年 7 月豪雨被災者生活支援チーム

2. 緊急対応策

(1) 生活の再建

○廃棄物、がれき、土砂の処理

今般の災害によって生じた廃棄物、がれき、土砂の収集・運搬・処分、被災した廃棄物処理施設の復旧を行う市町村等に対して的確に財政支援を行う。

従来、廃棄物、がれき、土砂の処理は、各省毎の支援制度に基づき個別に実施されてきたが、今般、まちなかに堆積した廃棄物、がれき、土砂を迅速に撤去し、被災者の方々の生活や生業の早期再建につながるため、国土交通省と環境省が連携して、撤去に関連する支援制度を一体的に運用することとし、市町村が地区単位で堆積した廃棄物、がれき、土砂を一括撤去し、その費用を事後的に両省間で精算することと可能とする、新たなスキームを構築する。

これと併せて、被害の大きい地区での工程表作成、関係府省のリエゾン等による技術支援、手続きの簡素化や自治体の実質的な負担軽減などを実施する。

また、被災者自らが廃棄物、がれき、土砂を撤去した場合の費用を事後請求できるよう、制度の運用上の取扱いを明確化し、こうした運用を周知・徹底することにより、廃棄物、がれき、土砂の迅速な撤去を図る。

堆積土砂・ガシキ排除の活用事業の考え方

(適用検討順序)

① 災害復旧事業
② 適用範囲の検討

② 市町村負担額
③ 比較的小さい
④ 適用検討

堆積土砂排除事業
④ 適用検討

③ 堆積土砂排除
事業の適用範囲外
は、災害等廃棄物
処理事業で対応

④ ホンテアの
活用

・道路、河川等公共土木施設等の復旧のための土砂排除
・負担率2/3、実質地方負担(激甚災害):0.8%程度

・市街地の宅地内に堆積した土砂、流木等の排除
・今回の広島県内の豪雨災害においては二次災害防止等の公益上必要
な場合として、市町村による宅地内の直接除去も可能
・補助率1/2、実質地方負担(激甚災害):0.8%程度
※堆積土砂量が都市計画区域内で3万㎡以上又は一団で2,000㎡以上
※所有者自らが撤去した費用は対象外

・土砂混じりガシキの撤去(土砂のみの宅地は対象外)
・補助率1/2、実質地方負担(激甚災害):4.3%
※熊本地震と同様、所有者自ら土砂混じりガシキを撤去した費用の償還
特例を適用

・①~③の事業を適用できない宅地については、ホンテアセンターで、
対象家屋を重点的に投入することを調整

【参考】災害救助法における「障害物の除去」は、半壊又は床上浸水した住家であつて、自力では当該障害物を除去
できない者を対象として、日常生活上欠くことができない場所の障害物の除去を、都道府県(事務委任を受け
た場合は市町村)が業者(業者に委託(単体の発注)する場合のみ対象となる。

宅地内の土砂等の除去に関する事業等について

H30.7.24 危機管理課 宅地内土砂撤去担当

参考
障害物の除去
(災害救助法)

事業名等	所管省庁	対象	適用対象となる土砂等の種類	宅地から の除去	集積場へ の運搬	処分場へ の運搬	負担割合	実施主体	個人実施による運搬の可否
②堆積土砂排除事業 (都市災害復旧事業国庫補助)	国土交通省	市町村の市街地において、次のいずれかを満たす場合 ・堆積土砂の総量が30,000 m ³ 以上 ・一団をなす堆積土砂が2,000 m ³ 以上 ・50m以内の間隔で連続する土砂が2,000 m ³ 以上	土砂のみ (泥土、砂礫、岩石、樹木等含)	○	○	○	国 1/2, 市町 1/2 (激甚災害指定時) 市町 0.8%程度	市町	×
③災害廃棄物処理事業 (廃掃法に基づく国庫補助)	環境省	・土砂混じりがれきが宅地内に流入した等の被害を受けた住家 ・全壊や半壊した自宅の破片やがれき、宅地内に堆積した土砂混じりのがれき(全壊家屋の撤去は可。) ※土砂のみでは補助対象とならない	土石、竹林等	△	○	○	国 1/2, 市町 1/2 (激甚災害指定時) 市町 4.8% 諸経費は対象外。	市町 (特例により、個人も可)	○
④災害救助法	内閣府	・居住する市町が災害救助法の適用を受けており、 ・半壊(座)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去できない者	土石、竹林等	△	○	○	国 1/2, 県 1/2 (※1国庫負担)	都道府県 (事務委任を受けた場合は市町)	×

※1 7普通税収入見込額の2/100以下の部分50/100、1普通税収入見込額の2/100をこえ4/100以下の部分80/100、7普通税収入見込額の4/100をこえる部分90/100 ※2 環境省からの平成30年7月20日付事務連絡で示された手続及びその他必要書類が揃えられている場合には補助対象となり得る。



市議会議員 様

平成30年8月7日

平成30年7月豪雨災害で発生した土砂・がれきを 市が撤去します

平成30年7月豪雨災害により家屋の倒壊や宅地内に土砂が流入する被害が多く発生しています。

土砂崩れなどにより被害にあわれた皆様の早期生活再建を図るため、家屋の損傷の程度に関わらず、一定の要件により、三原市が土砂・がれき等を直接撤去します。

【事業のポイント】

- 撤去の対象は、地目（宅地や農地など）や利用状況（住居、非住居など）に関わらない
- 窓口を「三原市災害廃棄物対策チーム」に一元化し、現場調査後に担当課へ引継ぎ（現在は、事業ごとに担当課が窓口対応）
- 「三原市災害廃棄物対策チーム」は、この度の豪雨災害に特化した横断的な組織体制（構成：都市開発課、農林整備課、土木管理課、環境管理課 11名）
- すでに個人でがれき等（土砂のみを除く。）を撤去した場合は、事後精算事業を実施予定（事後精算事業は、対象や金額を調整中。）

1 事業概要

対 象 平成30年7月豪雨災害により発生した土砂やがれき等
撤去方法 ①撤去希望者は相談窓口ご連絡します。

- ②日程を調整して、担当職員が訪問します。
- ③現地で要件等を確認し、今後の手続きや撤去の流れを説明します。

2 受付日時 平成30年8月8日（水）から

土日祝日を除く月曜日から金曜日の9時～16時

3 相談窓口 三原市災害廃棄物対策チーム

三原市役所4階第3会議室（三原市港町三丁目5番1号）
電話 0848-67-6157

1501元化

【問い合わせ先】 都市開発課長 山本（ヤマモト）

〒723-0015 三原市円一町二丁目3番4号

☎0848・67・6113(直通) FAX0848・64・6057

平成30年7月豪雨により 被災された中小企業の皆様へ

第1版 (8/3)
中小企業庁
からの
ご案内

被災された中小企業・小規模事業者の皆様に対して、事業継続、再開に向けた各種支援策を講じます。

グループ補助金により復旧・復興を後押し

複数の中小企業等がグループを形成して取り組む復興のための施設復旧等を支援します



制度概要

- 中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の一部を支援します。

公募開始時期：調整中

対象者

- 平成30年7月豪雨により被害を受けた以下の者
 - 中小企業者
 - 中小企業事業協同組合等
- ※あらかじめグループを形成して「復興事業計画」を策定することが必要
- ※交付決定前に行った事業についても補助対象とすることが可能です。

条件等

- 補助率：
 - 中小企業者等：3/4 (国1/2、県1/4)
 - 中堅企業等：1/2 (国1/3、県1/6)
- 上限額：調整中
- 対象費目：施設、設備の復旧費用等 (資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、排土費等を含む)



持続化補助金により小規模事業者の事業を再建

被害を受けた小規模事業者が商工会・商工会議所と一体で取り組む事業再建を支援します

制度概要

- 小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって経営計画を策定し、販路開拓などの事業再建に取り組む費用を支援します。

公募開始時期：8月下旬以降

対象者

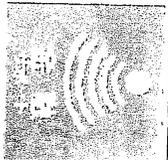
- 平成30年7月豪雨により影響を受けた小規模事業者 (間接被害を含む)

条件等

- 商工会・商工会議所の支援を受けて事業再建に取り組む者
- ※交付決定前に行った事業について補助対象とすることが可能です。

- 補助率：2/3
- 上限額：200万円
- 対象費目：

機械装置等費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、設備廃棄等費、外注費



災害復旧貸付等により資金繰りを支援

被害を受けた中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援します

制度概要

①日本政策金融公庫が、今次災害で直接被害を受けた事業者に対して、最大1億円まで基準金利から0.9%引下げて融資を行います。また、間接被害や風評等による被害を受けた事業者に対する融資も行います。

②信用保証協会が、今次災害で直接・間接・風評被害を受けた事業者に対して、一般保証(80%、2.8億円)とは別枠(100%、2.8億円)での信用保証を行います。また、災害救助法適用地域の直接被害者には、更に別枠(100%、2.8億円)で保証します。

③中小企業再生支援協議会が、既往債務の返済繰り延べや債務免除などの金融支援を必要とする事業者に対し、事業再生計画の策定や債権者間調整などの支援を行います。

商店街災害復旧等事業により被災商店街を支援

被害を受けた商店街の機能(商機能、コミュニケーション機能)の早期回復を支援します

制度概要

● 災害により被害を受けた商店街等が行う、アーケードの改修等や、商店街によるにぎわい創出に取り組み費用を支援します。

公募開始時期：調整中

対象者

● 平成30年7月豪雨により被害を受けた商店街組織
※施設復旧は交付決定前の事業も対象とすることが可能です。

条件等

● 補助率：施設復旧：3/4 (国1/2、県1/4)
にぎわい創出：定額(上限：100万円)
● 対象費目：施設復旧：アーケードの改修等にかかる費用
にぎわい創出：にぎわい回復のための事業費用



ものづくり補助金により設備投資を支援

二次公募における優先採択や、既採択者への柔軟な対応を行います

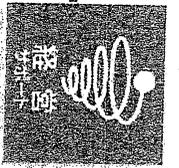
制度概要

● 中小企業の革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

公募期間：8/3～9/10

条件等

● 補助率：2/3または1/2
● 対象費目：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費



ミラサボ専門家派遣により経営課題を解決

相談窓口で電話1本で専門家を派遣します

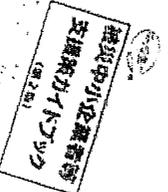
制度概要

● 収益性の改善が図れず、売上回復が困難な企業に対して経営改善のためのアドバイザーを行うなど、個々の課題に応じた専門家を派遣します。

対象者・条件等

● 平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者
● 派遣は原則3回まで無料

詳細は、「被災中小企業者等支援策ガイドブック」をご覧ください → (各府県版)



中小企業庁平成30年7月豪雨

検索



グループ補助などについての広島県・岡山県の考え方（メモ）

<8月8日 広島県の担当部局への広島県商工団体連合会の申し入れ>

- ▶ 個人の資産への補助は出来ないのでグループを作って補助する仕組み
- ▶ 熊本では、2社でもグループを作って支援した
- ▶ 広島では、「民商〇〇支部」でもグループとして可能
- ▶ 例え一社でも相談してくれれば、何処かのグループに入ってもらって支援するつもり
- ▶ この制度は、「支援する制度」であって、「切り捨てる制度」ではない
- ▶ 民商として説明会の要請があれば出向く

<8月10日 岡山県の担当部局への県議団のレク>

- ▶ 広島と同様「支援するための制度」という考えに立っている
- ▶ 民商から要請があれば説明に行く

※岡山県は、「小規模事業者への持続化補助金」に県独自の上乗せをする

グループ補助の補助率は3/4。持続化補助金は2/3。岡山県は「持続化補助金」に1/12の補助を上乗せし、どちらの補助金も3/4に揃える。

※広島では、グループ補助で市独自で補助を上乗せし、自己負担をゼロにする動きもあります。